

○環境教育・環境学習推進懇話会設置要綱

令和8年4月1日

(設置)

第1条 環境基本条例(平成8年3月27日条例第26号)第18条に基づき、環境教育・環境学習の取組みの主体である市民、事業者、市民団体（市民、事業者その他の団体又はこれらの者で組織する団体をいう。以下同じ。）及び学校と連携しながらこれらの取組みを推進するために、環境教育・環境学習推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境教育・環境学習に取り組む各主体間の連携及び協働に関すること。
- (2) 「横須賀市環境基本計画」に掲げる環境教育・環境学習の推進に関するアドバイスをを行うこと。
- (3) 各主体における環境教育・環境学習の取組みに関する情報発信や普及啓発に関すること。

(組織)

第3条 懇話会の構成員は、16人以内とする。

2 懇話会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 環境教育・環境学習に関し専門的知識を有する者
- (2) 事業者の代表者
- (3) 市民団体の関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 市職員

3 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、構成員が互選する。

2 座長は、懇話会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、座長が招集する。

2 懇話会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことがで

きる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、経営企画部環境政策・ゼロカーボン推進課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、懇話会の同意を得て座長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。